

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示を次のように定める。

平成 20 年 7 月 1 日

岩手県知事 達 増 拓 也

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程の一部を改正する告示

建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程（昭和 58 年岩手県告示第 1328 号）の一部を次のように改正する。

改正前	改正後
<p data-bbox="188 528 794 607">建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札参加者の資格及び指名に関する規程</p> <p data-bbox="161 622 225 654">(趣旨)</p> <p data-bbox="121 674 794 797">第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約を締結する場合における指名競争入札の参加者の資格及び指名に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="161 864 225 896">(定義)</p> <p data-bbox="121 913 794 992">第 2 条 この規程において、<u>「建設関連業務」とは、次に掲げる業務をいう。</u></p> <p data-bbox="145 1010 264 1041">(1) <u>測量</u></p> <p data-bbox="145 1059 523 1090">(2) <u>建築関係建設コンサルタント</u></p> <p data-bbox="145 1108 523 1140">(3) <u>土木関係建設コンサルタント</u></p> <p data-bbox="145 1158 312 1189">(4) <u>地質調査</u></p> <p data-bbox="145 1207 475 1238">(5) <u>補償関係コンサルタント</u></p> <p data-bbox="161 1440 296 1471">(資格の審査)</p> <p data-bbox="121 1489 794 1659">第 3 条 建設関連業務の委託契約に係る指名競争入札に参加しようとする者は、知事が別に定める<u>指名競争入札参加資格基準</u>（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。</p> <p data-bbox="121 1680 794 1758">2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p data-bbox="145 1776 794 1899">(1) <u>地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者</u></p> <p data-bbox="145 1917 272 1948">(2) [略]</p> <p data-bbox="161 1966 320 1998">(申請書の提出)</p> <p data-bbox="121 2016 794 2092">第 4 条 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に<u>建設関連業務指名競争入札参加資格審査</u></p>	<p data-bbox="874 528 1484 607">建設関連業務の委託契約に係る<u>条件付一般競争入札及び指名競争入札参加者の資格等</u>に関する規程</p> <p data-bbox="847 622 911 654">(趣旨)</p> <p data-bbox="807 674 1484 844">第 1 条 この規程は、別に定めがあるもののほか、建設関連業務の委託契約を締結する場合における<u>条件付一般競争入札及び指名競争入札（以下「競争入札」という。）</u>の参加者の資格等に関し必要な事項を定めるものとする。</p> <p data-bbox="847 864 911 896">(定義)</p> <p data-bbox="807 913 1484 992">第 2 条 この規程において、<u>次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。</u></p> <p data-bbox="831 1010 1326 1041">(1) <u>建設関連業務</u> 次に掲げる業務をいう。</p> <p data-bbox="855 1059 951 1090">ア <u>測量</u></p> <p data-bbox="855 1108 1209 1140">イ <u>建築関係建設コンサルタント</u></p> <p data-bbox="855 1158 1209 1189">ウ <u>土木関係建設コンサルタント</u></p> <p data-bbox="855 1207 999 1238">エ <u>地質調査</u></p> <p data-bbox="855 1256 1161 1288">オ <u>補償関係コンサルタント</u></p> <p data-bbox="831 1305 1484 1429">(2) <u>条件付一般競争入札</u> 地方自治法施行令（昭和 22 年政令第 16 号。以下「政令」という。）第 167 条の 5 の 2 の規定に基づき行う一般競争入札の方法をいう。</p> <p data-bbox="847 1447 983 1478">(資格の審査)</p> <p data-bbox="807 1496 1484 1666">第 3 条 建設関連業務の委託契約に係る<u>競争入札</u>に参加しようとする者は、知事が別に定める<u>競争入札参加資格基準</u>（以下「資格基準」という。）に係る審査（以下「資格審査」という。）を受けなければならない。</p> <p data-bbox="807 1686 1484 1765">2 次の各号のいずれかに該当する者は、資格審査を受けることができない。</p> <p data-bbox="831 1783 1484 1861">(1) <u>政令第167条の11第1項において準用する政令第167条の4第1項の規定に該当する者</u></p> <p data-bbox="831 1917 959 1948">(2) [略]</p> <p data-bbox="847 1966 1007 1998">(申請書の提出)</p> <p data-bbox="807 2016 1484 2092">第 4 条 前条第 1 項の資格審査を受けようとする者は、知事が別に定める期間内に<u>建設関連業務競争入札参加資格審査申請</u></p>

申請書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

(1) [略]

(2) 建設関連業務指名競争入札参加資格者名簿 (以下「名簿」という。)に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者

(3)～(6) [略]

書(以下「申請書」という。)を知事に提出しなければならない。

2 前条第1項の資格審査を受けようとする者で次の各号のいずれかに該当するものは、前項の規定にかかわらず、当該各号に定める事由の生じた都度申請書を提出することができる。

(1) [略]

(2) 建設関連業務競争入札参加資格者名簿 (以下「名簿」という。)に登載されていた者から営業又は事業の全部又は一部を承継した者

(3)～(6) [略]

(建設関連業務の委託契約の締結方法)

第10条 建設関連業務の委託契約は、次の表の左欄に掲げる区分に応じ、同表の右欄に定める競争入札の方法により締結するものとする。

区 分		競争入札の方法
測量、地質調査及び補償関係コンサルタント	設計額500万円を超えるもの	条件付一般競争入札
	設計額500万円以下のもの	指名競争入札
建築関係建設コンサルタント及び土木関係建設コンサルタント		指名競争入札

2 前項の規定により条件付一般競争入札の方法により委託契約を締結すべき場合において、災害等緊急の場合その他条件付一般競争入札に付することが適当でないとき知事が認めるときは、同項の規定にかかわらず、指名競争入札の方法により締結することができる。

(競争入札の参加者の資格及び指名)

(指名競争入札の参加者の指名)

第10条 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該業務の資格者のうちから行うものとする。

第11条 知事は、政令第167条の5の2の規定に基づき条件付一般競争入札の参加者の資格を定めようとするときは、別に定める基準により行うものとする。

2 知事は、指名競争入札の参加者を指名するときは、当該業務の資格者のうちから行うものとする。

(指名競争入札の参加者の指名の特例)

(指名競争入札の参加者の指名の特例)

第11条 [略]

第12条 [略]

備考 改正部分は、下線の部分である。

附 則

この告示は、平成20年7月1日から施行する。